

I 調査の説明

1 調査の目的

「職種別民間給与実態調査」は、国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的としている。

2 本年調査の概要

(1) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団）

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所。

※ 日本標準産業分類の全ての大分類に該当する産業（ただし、「公務」を除く。）に分類される事業所を対象としており、政府機関、地方公共団体、大使館・領事館及び国際連合等とその関係機関に属する事業所等は含まれていない。

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（年齢が61歳以上の者を含み、臨時の者を除く。以下「常勤の従業員」という。）

※ (3)イ(イ)の調査事項については、定年退職し、定年前の雇用条件が解消され、新たな雇用契約により雇用期間を定めて定年年齢が60歳の同一企業又はグループ企業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の特殊関係事業主に限る。）に雇用されている事務・技術関係職種の従業員のうち、定年前従業員と同じ勤務時間の者についても調査対象とする。

ウ 調査指定職種

76職種（うち初任給関係職種 18職種）。その定義は、Ⅱ統計表の表5備考欄に掲げるとおりである。

(2) 調査実施系統

ア 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

イ 調査の方法

人事院及び都道府県等の各人事委員会の職員を調査員に指名して行う調査

(3) 調査項目

ア 事業所単位に調査する事項

(7) 事業所に関する事項（令和5年4月分最終給与締切日現在）

- ① 事業所名
 - ② 事業所所在地
 - ③ 産業分類の基礎となった主な事業内容
 - ④ 本店・支店の別
 - ⑤ 企業全体の常勤の従業員総数
 - ⑥ 事業所の常勤の従業員総数
 - ⑦ 調査指定職種別従業員数
- (イ) 給与等に関する事項（特に断りのない限り、令和5年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。））
- ① 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（令和4年8月から令和5年7月までの状況）
 - ② ①の該当月及び令和5年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
 - ③ 本年の採用状況
 - ④ 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等
 - ⑤ 在宅勤務関連手当の支給状況等
 - ⑥ 家族手当の支給状況
 - ⑦ 通勤手当の支給状況
 - ⑧ 高齢者雇用施策の状況
- イ 従業員別に調査する事項（特に断りのない限り、令和5年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。））
- (ア) 初任給関係職種
- ① 学歴
 - ② 採用者数
 - ③ 初任給月額
- (イ) 初任給関係職種以外の調査指定職種
- ① 年齢（令和5年4月1日における満年齢）
 - ② 学歴
 - ③ きまって支給する給与総額
 - ④ 時間外手当額
 - ⑤ 通勤手当額

(4) 調査期間

令和5年4月24日から6月16日まで

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

調査対象事業所（母集団）に該当した58,818事業所を都道府県等別に産業、企業規模等によって911層に層化し、これらの層から11,864事業所を無作為に抽出した事業所（標本事業所）に対して調査を行った。調査完了事業所は、第1表及び第2表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査指定職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、各調査指定職種の人数に応じた数の無作為抽出を行い、抽出した従業員について調査を行った。

(3) 集計

ア 調査実人員は、行政職(一)相当職種が413,737人(初任給関係26,406人、初任給関係以外387,331人)であり、その他の職種が47,327人(初任給関係2,064人、初任給関係以外45,263人)である。初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は4,153,876人、このうち、行政職(一)相当職種は3,413,516人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

ウ 集計については、その一部を独立行政法人統計センターに依頼した。